

# SILAS 利用規約

最終更新日：2026年5月7日

本規約は、Soon株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するSILAS（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を申し込む法人又は個人（以下「お客様」といいます。）は、本規約及び個別契約書の内容に同意したうえで本サービスを利用するものとします。

## 第1条（適用及び優先関係）

本規約は、本サービスの問い合わせ、申込み、導入支援、利用許諾、サポート、追加開発その他本サービスに関連する一切の取引に適用されます。

本規約と個別契約書、見積書、申込書その他当社とお客様との個別合意の内容が異なる場合、当該個別合意が優先して適用されます。

## 第2条（本サービスの内容）

本サービスは、AIエージェント導入支援業務、AIエージェントのサブスクリプション型利用許諾、導入後のサポート、追加開発、基本クエリ及び追加クエリの提供その他これらに付随するサービスで構成されます。

具体的な仕様、納入物、納入方法、納入期限、利用料金、クエリ数その他の条件は、個別契約書又は当社とお客様との協議により定めます。

## 第3条（申込み及び契約成立）

お客様は、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。

本サービスに関する契約は、当社がお客様の申込みを承諾し、個別契約書の締結、申込内容の確定その他当社が定める手続が完了した時点で成立します。

## 第4条（契約期間及び更新）

月額料金による利用許諾の有効期間は、個別契約書に別段の定めがない限り、本契約締結の日から1年間とします。

有効期間満了の1ヶ月前までに当社又はお客様から更新しない旨の申出がない場合、本契約はさらに1年間延長され、その後も同様とします。

## 第5条（料金及び支払）

お客様は、初期費用、月額料金、基本クエリ料金、追加クエリ料金、追加開発費用その他個別契約書、見積書又は申込画面に定める料金を支払うものとします。

振込手数料、決済手数料、通信費、インターネット接続料金その他支払い又は利用に必要な費用は、お客様の負担とします。

個別契約書に定める場合、初期費用はシステム納入日（検査不合格の場合は再納入日）から起算して14日となる日（銀行休業日の場合は前営業日）までに、当社指定口座への振込みにより支払うものとします。

月額料金及び基本クエリ料金は本契約締結日の属する月から負担し、当月分を毎月末日限り、当社が指定する方法により支払うものとします。追加クエリ料金は、当社とお客様が別途合意する方法により支払うものとします。

## 第6条（納入及び検査）

当社は、お客様との協議により定めた仕様、納入方法及び納入期限に従い、本サービスの導入に係る納入を行います。

お客様は、納入日から起算して10日以内に納入されたシステムを検査するものとします。10日以内に検査合格又は不合格の通知がない場合、当該システムは検査に合格したものとみなします。

お客様が合理的に要求した場合、当社は納入されたシステムの検査に立ち会うものとします。

当社は、納入期限までに納入できないことが予見される場合、遅滞なくその事実及び納入予定日をお客様に通知し、お客様から指示がある場合にはこれに従います。

## 第7条（アカウント及び利用管理）

お客様は、本サービスを用いた情報処理が、お客様又はアカウント登録者の行為として取り扱われることを確認し、アカウント登録者に本規約及び個別契約書を遵守させるものとします。

お客様は、アカウントID、パスワードその他認証情報を適切に管理し、アカウント登録者以外の第三者に譲渡、貸与、共有又は使用させてはなりません。

## 第8条（禁止事項）

第三者のシステム、サービス又はウェブサイトにおいて、本サービスによるアクセス、接続又はデータ取得が禁止されている場合に、当該アクセス等を行うこと。

権限又は許可なく第三者のシステム等にアクセスし、又は法令、規約、契約、プライバシーポリシーその他第三者の定める条件に違反する態様で本サービスを利用すること。

本サービス又は本件システムの複製、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、ソースコード、アルゴリズム、手法等の分析又は解析を試みること。

当社、第三者又は本サービスの信用を毀損し、業務を妨害し、権利を侵害し、又は不正な目的で本サービスを利用すること。

## 第9条（第三者システム及び外部API）

お客様は、本サービスを使用して第三者のシステム等にアクセス等をするにあたり、必要な権限又は許可を取得し、違法又は不正なアクセス等を行わないことを保証します。

お客様は、第三者のシステム等の規約、契約、プライバシーポリシー、通知、要求又は要請に違反しないものとし、違反がある場合は自己の責任と費用で解消するものとします。

お客様は、前二項の保証に違反した場合、第三者との紛争の有無にかかわらず、直ちに当該違反を是正するものとします。

本サービスで利用される一又は複数の外部APIについて、その種類、選定基準その他外部APIに関連する事項は、当社の裁量により決定されるものとし、当社はお客様に対して当該事項の開示義務を負いません。

## 第10条（契約不適合）

納入されたシステムに契約内容に適合しない点が発見され、お客様が相当期間を定めて修補を請求した場合、当社は速やかに当該不適合の修補を行います。

当該不適合の修補が不可能であるとき、当社が修補を拒んだとき、又は修補に長期間を要するときは、お客様は契約を直ちに解除することができます。

お客様は、検査合格後、契約内容に適合しないことを知った時から6ヶ月以内に当該不適合を当社へ通知した場合に限り、本条に基づく権利を行使できます。

外部APIの仕様変更、提供停止又は料金改定、第三者のシステム等の構造変更、アクセス制限又は遮断、不適合の原因がお客様の指示のみによる場合には、本条は適用されず、当社は責任を負いません。

## 第11条（解約、解除及び返金）

お客様は、有効期間中であっても、1ヶ月前に予告することにより、月額料金による利用許諾を解約することができます。

前項により解約した場合、既に支払われた初期費用、月額料金、クエリ料金その他の料金は返金されません。また、お客様は、解約効力発生日以降の未経過期間に相当する月額料金相当額を、解約効力発生日までに一括して当社に支払うものとします。

当社又はお客様は、相手方が本規約又は個別契約書に違反し、相当期間を定めた催告後も是正されない場合、支払停止、破産等の法的整理、営業停止、所在不明、違法行為その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合、個別契約書に従い契約の全部又は一部を解除できます。

前項により契約を解除した当事者は、解除による損害を賠償する責任を負いません。

## 第12条（知的財産権）

本件システム及び本件システムの開発過程又は利用において作成若しくは生成されたデータ又は情報に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権は、当社に留保されます。

本サービスに関する利用許諾は、非独占的なものとし、お客様に知的財産権の譲渡又は移転を認めるものではありません。

本件システムに第三者が権利を有する知的財産権が含まれる場合、当社は、お客様が本件システムを本契約の目的に則して利用するために必要な範囲で、当該第三者の利用許諾条件に合致するよう適切に処理します。

## 第13条（データ及び契約終了時の処理）

お客様は、本サービスを通じて第三者のシステム等から取得、保存又は利用するデータについて、自己の責任で管理するものとします。

有効期間満了、解約又は解除により利用許諾が終了した場合、お客様は、管理する端末にインストールされた本件システムを速やかに削除するものとし、本件システムによって集められた、生成された又は閲覧できた一切のデータ又は情報へのアクセスが喪失することを了承します。

利用許諾が終了したにもかかわらず、お客様が管理する端末にインストールされた本件システムを削除せず利用したことが判明した場合、お客様は当社に対し、違約金として初期費用及び月額料金1年分の合計額の3倍相当額を支払うものとします。

## 第14条（秘密保持）

秘密情報とは、本サービスの処理に関して相手方から秘密情報である旨を明示して開示された情報をいいます。ただし、開示時に公知であった情報、守秘義務違反によらず公知となった情報、開示時に正当に保有していた情報、第三者から守秘義務を負わず正当に開示を受けた情報、又は秘密情報から除外することを双方が合意した情報を除きます。

当社及びお客様は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、漏えい防止のため必要かつ適切な措置を講じるものとし、本サービスの処理のために客観的かつ合理的に必要な範囲を超えて秘密情報を使用、複製又は翻訳等してはなりません。

当社及びお客様は、相手方の事前の同意なく秘密情報を第三者に開示してはなりません。ただし、本サービスの処理に必要な最小限度の役員又は業務従事者、再委託先、又は法令に基づき開示を求める司法機関・行政機関等に対して必要な範囲で開示する場合を除きます。

相手方から要求があった場合又は秘密情報に係る契約が終了した場合、当社及びお客様は、相手方の指示に従い、秘密情報及びその複製物を返還、廃棄又は消去し、要求がある場合は廃棄及び消去を確認する書面又は電磁的記録を提出するものとします。

## 第15条（再委託）

当社は、導入支援業務、有効期間中の利用許諾に係るサポート業務及び追加開発業務の全部又は一部を第三者に再委託することができます。

当社は、再委託を行う場合、再委託先に本規約及び個別契約書上の当社の義務と同等の義務を負わせ、かつ再委託先の行為についてお客様に対して一切の責任を負うものとします。

## 第16条（受託事実の公表）

当社は、お客様が承諾した場合、本サービスに係る業務受託及び利用許諾の事実、お客様の企業名称及びロゴを、当社のウェブサイト、営業資料、広報活動その他事業活動における実績として公表できるものとします。公表に際しては、事前に公表内容をお客様に提示し、その許諾を得るものとします。

## 第17条（免責及び損害賠償）

当社は、外部API、第三者のシステム等、通信環境、クラウドサービスその他当社の合理的支配を超える事由に起因する本サービスの停止、不具合、仕様変更、データ消失又は損害について責任を負いません。

当社又は当社の関係者が本件システムの初期設定を行った場合であっても、お客様は、本件システムが禁止事項及び第三者システム等に関する定めに抵触しないよう自己の責任で管理するものとし、納品後の管理方法について当社は責任を負いません。

お客様が第三者の権利を侵害し、第三者のシステム等の規約等に違反し、又はいずれかの国の法令等に違反したことに起因する紛争又は法的責任について、お客様は自己の責任と費用で対応し、当社に生じた損害を補償するものとします。

当社又はお客様は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、個別契約書に従い、訴訟費用及び弁護士費用を含む損害を賠償するものとします。

お客様がアカウントID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、共有して本サービスを利用させた場合、又は本件システムの複製、改変、解析等の禁止事項に違反した場合、初期費用及び月額料金1年分の合計額の3倍相当額を当社の損害額とみなします。

## 第18条（不可抗力）

当社及びお客様は、天災地変、戦争、暴動、テロ、感染症、法令の制定・改廃、公権力による命令、外部サービスの停止その他不可抗力により本規約又は個別契約書に基づく債務を履行できなかった場合、当該不履行による責任を負いません。

## 第19条（反社会的勢力の排除）

当社及びお客様は、自己又はその役員、主要な職員、実質的支配者等が反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力を利用しないこと、資金提供又は便宜供与をしないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し保証します。

当社及びお客様は、自ら又は自己の委託先等が前項に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方に報告するものとします。また、相手方又はその委託先等による遵守状況について必要な調査を行うことができ、相手方は当該調査に協力し、必要な資料を提出するものとします。

相手方又はその委託先等が前二項に違反した場合、当社又はお客様は、何らの催告なく契約の全部又は一部を解除し、反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求できるものとします。

## **第20条（譲渡禁止）**

当社及びお客様は、事前に相手方の書面又は電磁的方法による承諾を得なければ、本規約又は個別契約書に基づく債権、債務又は契約上の地位の全部又は一部を譲渡、担保設定その他処分することはできません。

## **第21条（規約変更）**

当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。変更後の規約は、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により周知した時点から適用されます。ただし、法令上又は契約上お客様の同意が必要となる変更については、当社所定の方法で同意を得るものとします。

## **第22条（準拠法及び管轄）**

本規約及び個別契約書の準拠法は日本法とします。本規約又は個別契約書に関して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **第23条（協議）**

本規約又は個別契約書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、当社及びお客様が信義に従い、誠実に協議して解決するものとします。